

33. 簡易専用水道検査状況

- ・簡易専用水道とは市町村等の水道事業者から供給される水だけを水源とする飲料水の供給施設で、受水槽の有効容量が10m³を超えるものをいいます。
- ・簡易専用水道の設置者は、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣の登録を受けた機関等に管理に関する(水質検査、清掃状況等)検査を受けなければなりません。
- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)により水道法の一部が改正され、平成25年度から、簡易専用水道の設置者に対する指導監督は、市部の施設は市が、町村部は県がそれぞれ行っています。

地方事務所	検査対象 施設数 A	検査実施 施設数 B	受検率 (%) B/A	不適合 施設数 C	不適合率 (%) C/B
佐久	400	278	69.5	116	41.7
上小	222	167	75.2	81	48.5
諏訪	255	221	86.7	98	44.3
上伊那	111	99	89.2	42	42.4
下伊那	78	68	87.2	30	44.1
木曾	27	21	77.8	9	42.9
松本	449	374	83.3	136	36.4
北安曇	53	38	71.7	12	31.6
長野	635	552	86.9	203	36.8
北信	123	57	46.3	27	47.4
合計	2,353	1,875	79.7	754	40.2

* 数値は各地方事務所管内の市町村の合算

(参考)所在地別集計

市部	1,778	1,511	85.0	601	39.8
町村部	575	364	63.3	153	42.0